

浜松市こどもの権利条例（案）
逐条解説

はじめに

● こどもから、おとなへのメッセージ ●

私たちこどもは、一人ひとりが異なる個性をもち、毎日いろいろなことを感じ、考えながら過ごしています。

そして、私たちには、一人の人間として大切にされ、自分の気持ちや考えを言ったり聴いてもらったりする権利があります。

時には失敗したり、間違えたりすることもありますが、それも成長するために必要なことです。私たちは、家族や友達と安心して過ごせる環境で遊び、学び、自分らしく成長していきたいと思っています。

私たちこどもが楽しいときや嬉しいときには、私たちと一緒に喜んでください。困ったときや悲しいときには、私たちの声に耳を傾け、一緒に解決方法を考えてください。

また、私たちの意見も、まちづくりや社会のことを決めるときに聴いてください。

そして、嬉しいこと、悲しいこと、不安なこと、楽しいことを経験しながら、おとなの皆さんと一緒に、全てのこどもが健やかで幸せに成長できる浜松をつくっていきたいです。

条文の解説

● 前文

全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。また、全てのこどもは、ただ守られる存在ではなく、権利の主体として自ら考え、意見を表明し、社会に参画する権利を持っています。

これらの権利が保障されることにより、こどもは、自分の意見や思いが受け止められ、尊重される経験を通して、自己肯定感や自尊感情が育まれます。そして、自分自身を大切にするとともに、自分以外の人を思いやる気持ちや、主体的に社会の形成に参画する力を自然と身に付けていきます。

そのために、おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを支えることが重要です。

このような考えの下、市は、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者と協力及び連携をし、こどもの心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

条例を制定する目的や理念について、こどもや浜松市に関わる全ての人に分かりやすく伝えられるよう、やさしい表現で記しています。

【解説】

■ 1 段落目

全てのこどもが持つ権利の普遍性と、こどもは権利の主体であることを宣言しています。

また、こどもの権利は、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、ヤングケアラーや貧困といった生まれ育った環境などに関わらず、平等に保障されることを示し、全てのこどもは生まれながらにして権利を有することを明確にしています。

さらに、こどもは単に保護される存在ではなく、自分で考え、意見を言い、社会に参画する権利を持つ主体的な存在であることを強調しています。

これらは、児童の権利に関する条約の4原則のうち「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の考え方を反映したものです。

■ 2 段落目

こどもの権利が保障されることで得られる効果について示しています。

こどもの権利が保障されることにより、こどもは自分の意見や思いが周りの人々に真剣に受けとめられ、尊重される経験を積み重ね、自己肯定感や自尊感情が育まれていきます。自己肯定感とは自分自身を肯定的に捉える感情であり、自尊感情は自分自身を価値ある存在だと感じる気持ちのことです。これらが育まれることで、こどもは自信を持って行動できるようになり、自分自身を大切にすることが育まれます。

そして、自分が大切にされる経験を通じて、こどもは自然と他者への思いやりや互いの権利を尊重し合う気持ちを持ったり、社会の一員としての自覚を持ち、主体的に社会に参加する力を身につけたりしていきます。

■ 3 段落目

こどもの権利を保障するためのおとなの役割と責任を明確に示しています。

おとなは、こどもの権利について正しく理解し、こどもの成長や発達の段階に応じて、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することの重要性を強調しています。

これは、児童の権利に関する条約の4原則のうち「こどもの最善の利益」の考え方を反映したものです。

■ 4 段落目

条例制定の目的と浜松市が目指すべき姿を示しています。

こどもの権利を保障し、「全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまち」を実現するために条例を制定することを宣言するとともに、この条例が浜松市のこども施策全体の指針となり、今後の方向性を定めるものであることを表しています。

第1章 総則

● 第1条

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利の保障に関する基本的な事項を定め、こどもの最善の利益を優先して考慮し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現することを目的とする。

【趣旨】

条例の目的を明らかにするとともに、条例全体の基本的な考え方を示しています。

【解説】

条例の目的は、こどもの権利が保障され、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現することです。具体的には、こどもにとって最も良いことが大切にされ、浜松市の全てのこどもが、心も体も健康に、そして幸せに成長することを重視しています。

本条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法の考え方をもとにしています。

日本国憲法は、国の最高法規であり、基本的人権の尊重などを定めています。

児童の権利に関する条約は、世界中のこどもたちが持つ人権（権利）を定めた国際条約です。この条約は、平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

そして、こども基本法は、令和5（2023）年に施行された、こどもに関する基本法です。

こどもの権利を守るための基本的な考え方（基本理念）を定め、浜松市全体でこどもの権利の理解と尊重を促進し、「全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまち」を目指していきます。

また、『全てのこども』という表現には、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、ヤングケアラーや貧困といった生まれ育った環境などに関わらず、浜松市の全てのこどもを含みます。

● 第2条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に居住し、通学し、通勤する等、市内において生活し、又は活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) おとな 市内に居住し、通学し、通勤する等、市内において生活し、又は活動する者(こどもを除く。)をいう。
- (3) 保護者 こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (4) 学校等関係者 次に掲げる施設又は団体(以下「学校等」という。)の関係者をいう。
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
ウ ア及びイに掲げるもののほか、こどもが育ち、遊び、学び、又は活動するために利用する施設又は団体
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体又は個人をいう。

【趣旨】

本条例における基本的な用語の定義を定めています。

【解説】

■ こども

児童の権利に関する条約に基づき、「こども」の対象年齢を18歳未満としています。

ここでいう「18歳未満の者」とは、あらゆる個性(国籍、性、宗教、障がいの有無等)に関わらず、浜松市内に住んでいる、学校に通っている、働いているなど、市内で生活や活動をしている18歳未満の全ての人を指します。

なお、「これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、高等学校在学中に18歳の誕生日を迎えた高校生や心身の発達の過程にある者等が考えられます。

■ おとな

こどもと同じように市内で生活や活動をしている人のうち、こども以外の全ての人です。この条例では、保護者だけでなく、こどもを取り巻く社会の人々を広く指します。

■ 保護者

こどもの親のほか、親の代わりにこどもを育てる祖父母などの親族、児童福祉法に定める里親、未成年後見人などを指します。

■ 学校等関係者

こどもが通う又は利用する学校や施設等で働く人たちを指します。具体的には、以下の学校や施設等のことです。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、乳児院、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、児童発達支援センター など

また、「こどもが育ち、遊び、学び又は活動するために利用する施設又は団体」とは、フリースクール、学習塾、スポーツ少年団、こども会、こども食堂、遊びや文化活動をはじめとした様々な体験をすることができる施設や団体など、こどもが利用する全てのものを指します。

■ 事業者

浜松市内で事業活動を行っている会社、団体又は個人事業主を指します。

● 第3条

（基本理念）

第3条 こどもの権利の保障は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとする。

- (1) こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けないこと。
- (2) こどもは、成長及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画する機会及び意見を表明する機会を提供され、その意見が尊重されること。
- (3) こどもは、かけがえのない存在として、命が大切に守られ、自身の能力を十分に伸ばし、自分らしく健やかに成長できるよう支援されること。
- (4) こどもは権利の主体であり、こどもに関する全てのことは、こどもの成長及び発達の程度に応じて、その最善の利益が優先して考慮されること。

【趣旨】

こども基本法の理念に基づき、児童の権利に関する条約の4原則を浜松市でも基本理念として定めています。

【解説】

■ (1) の基本理念

児童の権利に関する条約の第2条に定める「差別の禁止」です。

■ (2) の基本理念

児童の権利に関する条約の第12条に定める「こどもの意見の尊重」です。

■ (3) の基本理念

児童の権利に関する条約の第6条に定める「生命、生存及び発達に対する権利」です。

■（４）の基本理念

児童の権利に関する条約の第３条に定める「こどもの最善の利益」です。

児童の権利に関する条約 ４つの原則

差別の禁止 （差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの意見の尊重 （こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの最善の利益 （こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

出典：（公財）日本ユニセフ協会「児童の権利に関する条約」ウェブサイト

こどもの権利 Q & A

Q：こどもは、権利を主張する前に、義務や責任を果たすべきではないですか？

A：こどもの権利は、義務や責任を果たすことを条件に保障されるものではなく、全てのこどもが生まれた時から無条件に持っているものです。

また、こどもの権利を行使することは、好き勝手に振る舞うことではありません。こどもは、自分だけが権利を持っているのではなく、他者にも権利があり、互いに尊重されるものであることを理解することが大切です。

そのためには、おとなは、こどもの権利について学び、こどもが権利を行使する中で、他者の権利を尊重する力や責任感を育めるよう、こどもの発達の程度に応じた知識や経験、アドバイスなどを提供することが重要です。

第2章 こどもの権利の保障

【趣旨】

第2章では、保障されるこどもの権利を4つのグループに分類し、定めています。

この章に定める権利は、児童の権利に関する条約を基に浜松市のこどもがアンケートやワークショップ等において、『大切だと思うこどもの権利』として回答した“こえ”を集約したものです。

● 第4条

（安心して生きる権利）

第4条 こどもは、安心して生きる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、安心して生活できること。
- (2) 安全で健やかに成長できる環境において生活できること。
- (3) 病気等の治療及び健康の回復のため、必要な医療を受けることができること。

【趣旨】

こどもが、安心して自分らしく生きるための具体的な権利を定めています。これらの権利は相互に関連し合い、こどもが安心して自分らしく生きるために不可欠な要素です。おとなは、これらの権利が全てのこどもに保障されるよう、様々なサポートをする必要があります。

【解説】

■ (1) の権利

こどもは、危険から守られ、食べるものや住む場所など、生活に必要なものがきちんと保障されることは、最も基本的な権利であり、安心して成長するための土台となります。

■ (2) の権利

こどもは、安心して遊び・学び、危険な場所から守られた環境で生活できることを意味します。安全な遊び場や学校、地域社会の温かい見守りなどが重要となります。

■ (3) の権利

こどもは、病気や怪我をしたときに、必要な医療を平等に受けられることを意味します。必要な医療や保健サービスを確保し、こどもの健康を守ることが重要です。

● 第5条

(心豊かに健やかに育つ権利)

第5条 こどもは、自分らしく心豊かに健やかに育つ権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 多様な学びの機会が確保され、誰もが学ぶことができること。
- (2) 家庭又は家庭と同様の環境で育つことができること。
- (3) 十分な休息及び余暇をとることができること。
- (4) 成長及び発達の程度に応じた遊びを楽しむことができること。
- (5) 友達及び仲間と交流し、過ごすことができること。
- (6) 芸術及びスポーツに親しむ等、文化的な生活を送ることができること。

【趣旨】

こどもが、個性豊かに、心身ともに健やかに成長していくための基本的な権利について定めています。こどもは、自身の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、様々な側面から成長を保障されることが重要であるという考えに基づいています。

【解説】

■ (1) の権利

ここでいう「多様な学びの機会」とは、学校だけではなく、フリースクールや通信制課程での学習、図書館で本を読むこと、家庭や地域の人から話を聴くこと等、広義の学びの機会の確保を意味します。

経済状況や家庭環境、地理的条件や身体的特性などに関わらず、全てのこどもが様々な方法で学ぶ機会を平等に確保されることが重要です。

■ (2) の権利

こどもが、心身ともに健やかに育つためには、心地よく安定した環境が必要です。心地よい居場所があることは、健全な人格形成の基盤となります。

ここでいう「家庭と同様の環境」とは、こどもの親、里親、その他親に代わりこどもを養育する人等が、こどもを温かく受け入れる環境を指しています。

■ (3) の権利

こどもにとって、十分な休息と余暇の時間を確保することは、心と体を健全に育むために必要なことです。

■ (4) の権利

こどもにとって、遊びは、こどもの好奇心、創造性、社会性などを育み、自分の好きなことや得意なことを見つけるきっかけにもなる大切なものです。また、人との関わりやさまざまな遊びを通して、考える力や協力する力などを育み、成長や発達を支えます。

こどもは、興味のある活動を楽しんだり、家族や友達と遊んだりすることで、心と体を健全に育んでいきます。

■（５）の権利

こどもは、友達や仲間と遊んだり、一緒に時間を過ごしたりする中で、ただ楽しむだけではなく、共通の目標に向かって協力したり、自分とは異なる意見があることに気づき、時には譲り合いやお互いの妥協点を探り、より良い結果を生み出すことなどを学びます。

また、様々な友達や仲間との出会いを通して、お互いを認め、受け入れ、尊重し合いながら社会の中でともに成長していく大切さを身につけます。

■（６）の権利

こどもは、本を読んだり、音楽を聴いたり、絵画や映画、演劇を鑑賞したりと、様々な芸術に親しむことで、感性や創造性が豊かになります。また、スポーツに親しみ、体を動かす経験を通して、心身の健やかな成長を図ることができます。

さらに、伝統芸能や地域の伝統的な祭りなどに参加し、体験することは、文化の継承を学び、地域社会の一員としての意識を育てる機会となります。

これらの文化的な体験を通して、こどもは豊かな人間性を育んでいきます。

● 第6条

（自分を守り、守られる権利）

第6条 こどもは、自分を守り、守られる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られること。
- (2) プライバシーが守られ、名誉が侵害されないこと。
- (3) 多様性を認め合い、あらゆる差別を受けないこと。
- (4) こどもにとって有害な情報から守られること。
- (5) 困ったときに気軽に相談でき、支援を受けることができること。

【趣旨】

こどもが、安心して成長するために、自分自身を守り、また社会やおとなから守られる権利について定めています。こどもは、心身ともに健やかに成長するために、安全で安心できる環境の中で過ごすことが不可欠であり、あらゆる暴力や危険から守られ、尊厳が守られることが重要であるという考えに基づいています。

【解説】

■（１）の権利

「虐待」とは、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）などを指します。「体罰」は、こどもを傷つけることを目的とした物理的な罰を与える行為です。「いじめ」とは、それをされたことにより、心身の苦痛を感じる行為のことです。そして、「あらゆる暴力」とは、言葉による暴力、仲間はずれ、SNSにおける誹謗中傷など、こどもが不快な思いをしたり、恐怖を感じたりする全ての行為を指します。

こどもは、身体的・精神的な暴力から保護されることを定めており、虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力の行為は断じて許されないことを明確にしています。

■（２）の権利

こどもは、おとなと同じように個人として尊重される存在であり、こどもが知られたくないと思っているプライベートな情報を、こどもの許可なく調べたり公開したり、根拠のない噂や誹謗中傷によって評価を下げたり、名誉を傷つけられたりすることを防がなくてはなりません。

ここでいう「プライバシー」とは、個人の秘密に属する事柄であり、具体的には、住所、氏名、顔写真などはもちろん、家族構成、メールや手紙の内容、成績、学歴、病歴など、こどもが知られたくないと思う全てのものになります。

「名誉」とは、努力や功績によって認められる評価であって、こどもの自尊感情を育む大切なものです。

■（３）の権利

こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、家庭環境等によって差別されることがなく、一人ひとりの個性が尊重されることを意味します。お互いの違いを認め合い、尊重し合う社会を築いていくことは、こどもの健全な成長にとって不可欠です。

■（４）の権利

「有害な情報」とは、ポルノ、暴力的な表現、薬物に関する情報など、こどもの心や体に悪影響を与える可能性のある情報全般を指します。

インターネットやメディアを通じて、こどもは様々な情報に接しますが、その中には不適切な情報も含まれています。保護者、学校等関係者、おとななどが連携し、情報モラル教育を推進したり、指導や教育を通して、こどもの健全な成長を支援したりするなど、有害な情報からこどもが守られることが重要です。

■（５）の権利

こどもは、成長していく中で、様々な困り感（家庭・学校・友人関係の問題など）に出会うこともあります。一人で悩まず、信頼できるおとなや専門機関に気軽に相談できることが重要です。

そのため、こどもが困ったことや悩みを抱えた際には、安心して相談できる人や場所があり、必要な支援を受けられる体制や環境を整えることが重要です。

そして、おとなは日頃からこどもの声に耳を傾け、こどもの心身の機微に気付く役割を担う必要があります。

● 第7条

（社会に参画する権利）

第7条 こどもは、社会に参画する権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1） 自分の意見を自由に表明できること。
- （2） 表明した意見が成長及び発達の程度に応じて尊重されること。
- （3） 意見表明に必要な情報、支援及び助言を得て、自己決定することができること。
- （4） 自分に関わる事柄について参画する機会が提供されること。

【趣旨】

こどもが、社会の一員として自分の考えを表現し、社会に積極的に参加する権利について定めています。

こどもを単なる保護の対象としてではなく、市民の一人として尊重し、社会参画を促進することで、こどもの成長と社会の発展の両立を目指します。

【解説】

■（1）の権利

こどもは、自分の考えを自由に表現できることを示すものです。

「表明」とは、喋ったり、書いたり、描いたり、表情を用いたり、様々な表現方法を指しています。また、「自由に表明」するためには、ルールがあり、人を傷つけたり、他者の権利を侵害したりしてはいけないことも含んでいます。

■（2）の権利

こどもは、成長や発達の程度によって、意見を表現する方法や内容が異なります。

例えば、小学生と高校生では、意見の表現方法や内容が大きく異なるため、こどもの発達段階を理解し、発達に応じた形で意見を尊重することが重要です。

おとなは、おとなの価値観を押し付けるのではなく、こどもの視点に立って意見を尊重する必要があります。その中で、こどもは、自分の考えを構築する力や他者の気持ちを理解しようとする力を育んでいきます。

■（3）の権利

こどもは、意見を表明する際に必要な情報や、それを表現するための支援や助言を得て、自分自身のことについて選択や決定をすることを示しています。

例えば、こどもが知りたいと思ったことに対し、誰かに相談するのはもちろん、テレビや新聞、インターネット等の様々な手法を用いて必要な情報を調べ、その情報を基に選択や決定することができます。

おとなは、こどもが必要な情報を得られるよう支援し、自分自身で選択や決定できるようにすることが重要です。

■（４）の権利

こどもは、自分たちの生活に直接関係する問題について、意見を述べたり、意思決定に参加したりする機会が提供されることを示すものです。

例えば、学校のルール作りや地域のイベントなどに、こどもの意見を取り入れる等、こどもの意見を反映させることで、より実効性のある政策や事業を展開することができます。

● 第８条

（その他の権利）

第８条 第４条から前条までに定める権利のほか、全てのこどもが健やかで幸せに成長するために必要な権利が保障されなければならない。

【趣旨】

こどもの権利は多岐にわたるため、本条例で定めた権利以外にも、全てのこどもが成長するために必要な権利が保障されていることを明確にするものです。

【解説】

この章に定める権利は、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」などに規定されている権利の中から特に大切にされるべき基本的な権利として例示したものであり、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」に定めるその他の権利も保障されなければなりません。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

【趣旨】

第3章では、市、おとな、保護者、学校等関係者、そして事業者の一人ひとりがどのような責務を担うべきかを定めています。

こどもの権利がしっかりと保障される社会を実現するため、それぞれの責務を理解し、積極的に行動していくことは、社会全体の責任です。

● 第9条

（市の責務）

第9条 市は、教育、福祉、保健その他こどもに関するあらゆる施策（以下「こども施策」という。）を通じてこどもの権利の保障に必要な環境整備及び支援を行うものとする。

2 市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利を保障し、保護者が安心して子育てできるよう、こども及び保護者に対し支援を行うものとする。

3 市は、妊娠、出産及びその後の子育てにおける各段階及び状況において、切れ目のない支援を行うものとする。

4 市は、前3項の環境整備及び支援を行うに当たっては、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者の理解と協力が得られるよう努めるものとする。

5 市は、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者が相互に連携し、それぞれの責務を果たすことができるよう支援するものとする。

【趣旨】

市が、こどもの権利を保障するための基本的な姿勢と、果たすべき責任を包括的に定めたものです。市は、こどもや保護者のニーズを的確に把握し、関係機関と協力して、こどもの健やかな成長を支援する義務があります。

【解説】

■ 1の責務

市は、全ての施策（教育、福祉、保健など）を通じて、環境整備はもちろんのこと、切れ目のない支援体制の構築を行うことを示すものです。例えば、環境整備には、こどもが利用する施設、設備、安全な通学路の確保などが挙げられます。また、切れ目のない支援体制には、経済的な支援、教育支援、医療支援など多岐にわたる取組が含まれます。

■ 2の責務

市は、ヤングケアラーや貧困等、家庭環境や家庭の経済状況によって、こどもの権利の保障に差が生じないよう、公平な支援体制を整えることを示すものです。同時に、保護者が安心して子育てできるよう、育児サポート体制を整え、経済的な支援を行うことも含んでいます。

■ 3の責務

市は、ライフステージに応じた継続的な支援体制を構築することを示すものです。

例えば、妊娠期からの相談体制、出産後の育児支援、保育サービスの充実、学齢期における学習支援など、子育ての各段階において、子どもと保護者が必要な支援を受けられる体制を構築することを指しています。

■ 4の責務

市は、子ども施策や支援を行うにあたり、おとな、保護者、学校等関係者、事業者など様々な関係者から理解と協力を得るよう努めることを示すものです。

子どもの権利の保障のためには、市だけでなく、地域社会全体で協力していく必要があるということを指しています。

■ 5の責務

市は、それぞれの関係者が連携し、それぞれの役割を果たすことができるようサポートすることを示すものです。

関係機関がそれぞれの専門性を活かし、効果的に連携できるよう、情報共有や必要な支援を行うことを指しています。

● 第10条

(おとなの責務)

第10条 おとなは、子どもが健やかに安心して生活できるよう、子どもの権利について関心と理解を深め、その保障に努めるものとする。

2 おとなは、子どもの成長及び発達に応じて、子どもの意見に耳を傾け、これを尊重するよう努めるものとする。

3 おとなは、子どもが地域の行事及び活動に参加する機会を設け、地域住民とふれあい、豊かな心が育まれる支えとなるよう努めるものとする。

4 おとなは、市が実施する子ども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

子どもの権利を守り、幸せな生活を支えるために、おとなが果たすべき責任について定めたものです。

子どもは、社会の中で暮らすおとなの理解と協力があつてこそ、健やかに成長することができます。社会全体で子どもの権利を保障していくための意識を高めることを目的としています。

【解説】

■ 1の責務

おとなは、こどもが持つ様々な権利を理解し、その権利を保障することが重要であることを示すものです。

こどもが健やかに安心して暮らせる社会環境を築くため、社会全体でこどもの権利を保障し、行動することが全てのおとなの責務です。

■ 2の責務

おとなは、こどもの年齢や成長段階、発達状況に応じて、こどもの意見に耳を傾け、尊重することを示すものです。

こどもは、自分なりの考えや気持ちを持っており、おとなは、それらを真摯に受けとめ、尊重することで、こどもは自己肯定感や自尊感情を育みながら成長することができます。

■ 3の責務

おとなは、こどもが地域の行事や活動に参加する機会を設け、地域住民との交流を促進することで、こどもの豊かな心を育む支えとなるよう求めています。

地域とのつながりは、こどもの社会性を育み、多様な価値観に触れる貴重な機会となります。

■ 4の責務

おとなは、市が実施するこども施策を理解し、協力することも責務の一つであることを示すものです。

社会全体で子育てを支援する体制を強化し、こどもがより良い環境で成長できるよう、社会全体でこどもの成長を支えるための連携が重要です。

● 第11条

（保護者の責務）

第11条 保護者は、こどもの養育及び発達に主たる責任があることを認識し、愛情をもって養育し、こどもが心身ともに健やかに育つことができるよう努めるものとする。

2 保護者は、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益をこどもとともに考えることで、こどもが自分自身を大切にすゝる気持ちを育むことができるよう努めるものとする。

3 保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる家庭環境づくりに努めるものとする。

4 保護者は、必要に応じて市その他関係機関に支援を求め、こどもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

5 保護者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

こどもを育てる保護者が持つ責任について定めたものです。保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、愛情をもって養育する責任があります。

【解説】

■ 1の責務

保護者は、こどもを育てる上で最も重要な責任を担うことを認識し、愛情をもって子育てを行うことを示すものです。

これは、こどもが安心して成長できる環境を家庭等において築くことが重要であることを意味します。

■ 2の責務

保護者は、こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益をこどもとともに考え、こども自身が主体的に考え、判断できるよう、こどもの意見を尊重することが重要であることを示すものです。

こどもは、自分の意見や思いが受けとめられ、尊重される経験の中で、他者を思いやる心、豊かな人間性、そして社会の一員として主体的に行動する力が身に付きます。

■ 3の責務

保護者は、こどもが自分らしさを大切にしながら、幸せに成長できる家庭環境を整えることを示すものです。

こどもの個性を尊重し、それぞれの可能性を伸ばせるような環境を整えることは、保護者の重要な責務です。

■ 4の責務

保護者は、必要に応じて市や関係機関に支援を求めることも大切であることを示すものです。

子育てに不安や悩みがある場合は、一人で抱え込まず、積極的にサポートを求め、社会全体で支え合いながら、こどもの年齢や成長段階、発達状況に応じた養育を行うことが、こどもの健やかな成長につながることを指しています。

■ 5の責務

保護者は、市が実施する様々なこども施策を理解し、協力することを示すものです。

市の施策を理解し、互いに協力し合うことで、社会全体で子育てを支援する体制を築き、より良い子育て環境を作ることにつながります。

● 第12条

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、こども一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開いていくことができるよう、その育ちを支えることに努めるものとする。

2 学校等関係者は、こどもの健やかな成長及び発達にとって重要な責務を果たすことを認識し、こどもの権利の保障に努めるものとする。

3 学校等関係者は、こどもが虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

4 学校等関係者は、こどもの健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう、等しく様々な経験を得られる機会及び教育を受けられる機会の提供に努めるものとする。

5 学校等関係者は、こどもの意見を聴き、学校等の運営及び活動に反映するよう努めるものとする。

6 学校等関係者は、こどもの養育及び教育について、保護者及び地域社会と積極的に連携し、支援を行うよう努めるものとする。

7 学校等関係者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

学校等という場を通して、こどもは、知識や技能を習得するだけでなく、人格形成や社会性を身につけることができます。そのため、学校等関係者は、こどもが自分らしさを大切にし、その成長をサポートする重要な責任を担っていることを定めたものです。

【解説】

■ 1の責務

学校等関係者は、こども一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開いていくことができるよう、その成長をサポートする責務があることを示すものです。

こどもの個性や才能を伸ばし、主体的に成長する姿勢を支えることが重要です。

■ 2の責務

学校等関係者は、こどもの健やかな成長と発達において重要な責務を果たすことを自覚し、学校等における全ての活動において、こどもの権利を尊重し、その権利が保障されるよう努めることを示すものです。これには、学校等という場における活動の公平性や、個々のニーズに合わせた支援なども含まれます。

■ 3の責務

学校等関係者は、虐待、体罰、いじめなど、あらゆる暴力からこどもを守り、安心して生活できるように、必要な環境整備（例えば、こどもや保護者が相談しやすい相談体制の充実、学校等関係者に対する人権研修や暴力防止に関する研修の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職との連携強化等）を行うことを示すものです。

安全で安心できる環境整備は、こどもの健やかな成長にとって不可欠な要素です。

■ 4の責務

学校等関係者は、一人ひとりの成長や発達の程度に応じて、様々な経験の機会の提供や教育を受けられる機会の提供を示すものです。

こどもは、学校等という場での活動や生活を通して様々なことを経験し、学び、成長していきます。学校等関係者が、一方的に教え込むのではなく、こどもの考えや気持ちを尊重し、自ら学び、考え、行動する力を育めるように全てのこどもに平等な機会の提供をすることが重要です。

■ 5の責務

学校等関係者は、こどものこえを聴き、その意見を学校運営や活動等に反映させていくことを示すものです。

学校等は、こどもが日常生活の多くの時間を過ごす場所であり、こどもの権利を保障するうえで重要な役割を担っています。

■ 6の責務

学校等関係者は、こどもの健やかな成長のために、保護者や地域社会と協力し、こどもを育む環境を共に作り上げていくことを示すものです。学校等関係者だけでは成しきれないこどもの成長を、家庭や地域と連携することで支え、こどもが安心して成長できる社会を実現することを目的としています。

■ 7の責務

学校等関係者は、市が実施するこども施策を理解し、積極的に協力することで、こどもへの支援を一体となって進めていくことを示しています。

市との連携により、こどもへの支援がよりスムーズになり、こどもが抱える様々な課題に対応したり、健やかな成長を促したりすることに繋がります。

● 第13条

（事業者の責務）

第13条 事業者は、第11条に規定する保護者の責務を十分に認識し、仕事と子育ての両立ができる環境づくりや職場内における相互理解の促進に努めるものとする。

2 事業者は、こどもが社会の一員として社会と関わりをもって育つことの大切さを理解し、こどもの社会参加の促進に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

保護者が仕事と子育てを両立できる環境づくりや、こどもが健やかに成長できる社会づくりに協力するために求められている事業者の責務を定めたものです。

これは、第10条のおとなの責務と同様に、子育ては保護者だけの責任ではなく、社会全体で支える必要があるという考えに基づいています。

【解説】

■ 1の責務

事業者は、保護者が子育てをする上で重要な役割を果たしていることを理解し、仕事と子育てを両立できる環境づくりや、職場で互いに子育ての状況を理解し支え合うような雰囲気づくりに努めることを示すものです。

具体的には、柔軟な働き方や育児休業制度の充実、職場の理解促進などが考えられます。これにより、保護者は安心して子育てに専念し、こどもは健やかに成長することができます。

■ 2の責務

事業者は、こどもの社会参加を促進する活動に協力することを示すものです。

具体的には、こども向けのイベントへの開催や協賛、地域活動への参加などが考えられます。

■ 3の責務

事業者は、市が実施するこども施策を理解し、協力するよう示すものです。

これは、事業者が市の取組を理解し、地域全体でこどもを育てる意識を高めることで、市と共にこどもの健やかな成長を支えるパートナーとなることを期待するものです。

第4章 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

【趣旨】

第4章では、こどもの権利が侵害された場合に、相談窓口において、迅速な救済と権利回復のための支援を行うことを定めたものです。こどもの権利を保障するためには、権利が侵害された場合に迅速かつ適切に対応できる仕組みを整備することが重要です。

● 第14条

(相談の申出及び救済の申立て)

第14条 権利の侵害を受けた、若しくは受けているこども又はそのこどもに関わる人は、市長に対し、こどもの権利の侵害に関する相談の申出又は救済の申立てをすることができる。

2 市長は、前項の相談の申出があったときは、相談に応じ、権利の回復のための助言、支援及び関係者間の調整を行わなければならない。

3 市長は、第1項の救済の申立てがあったときは、次条に規定する委員会に諮問しなければならない。

【趣旨】

こどもの権利が侵害された場合に、こどもや関係者が市長（相談窓口）に相談や救済を求められることを定めています。また、市長がこれらの相談の申出や救済の申立てに対してどのように対応するかも定めています。この規定により、こどもの権利侵害に対する具体的な救済手段が確立され、こどもの権利を保障する体制が整備されます。

【解説】

■ 第1項

こどもの権利侵害に関する相談や救済を求める権利を明確に示すものです。

具体的には、権利侵害を受けているこども本人や、その状況を心配する保護者等が市長（相談窓口）に相談や救済の申立てを行うことができることを定めています。

なお、ここでいう「こどもに関わる人」には、保護者、教師、児童福祉施設の職員など、こどもの生活に関わる全ての人々が含まれます。

■ 第2項

こどもの権利侵害に関する相談があった場合の市長（相談窓口）の対応を示すものです。市長（相談窓口）は単に相談を聴くだけでなく、積極的に問題解決に向けて行動することが求められます。

例えば、相談があった場合、市長（相談窓口）は関係機関等と連携して状況を確認し、こどもの権利侵害の防止のための具体的な対策を提案したり、こどもと相談内容に関わる者の間の調整を行ったりすることが想定されます。

■ 第3項

こどもの権利侵害に対する救済の申立てがあった場合の市長の対応を示すものです。この場合、市長は、専門的知識を持つ委員会に調査と審議を依頼します。例えば、救済の申立てがあった場合、委員会が事実関係を調査し、こどもの最善の利益を優先して、解決策を提案することが想定されます。

● 第15条

（委員会の設置）

第15条 市は、権利の侵害を受けた、又は受けているこどもの救済及び権利の回復を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市こどもの権利救済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

【趣旨】

こどもの権利が侵害された場合に、専門的な立場から救済や権利回復を支援するための「浜松市こどもの権利救済委員会」を設置することを定めています。

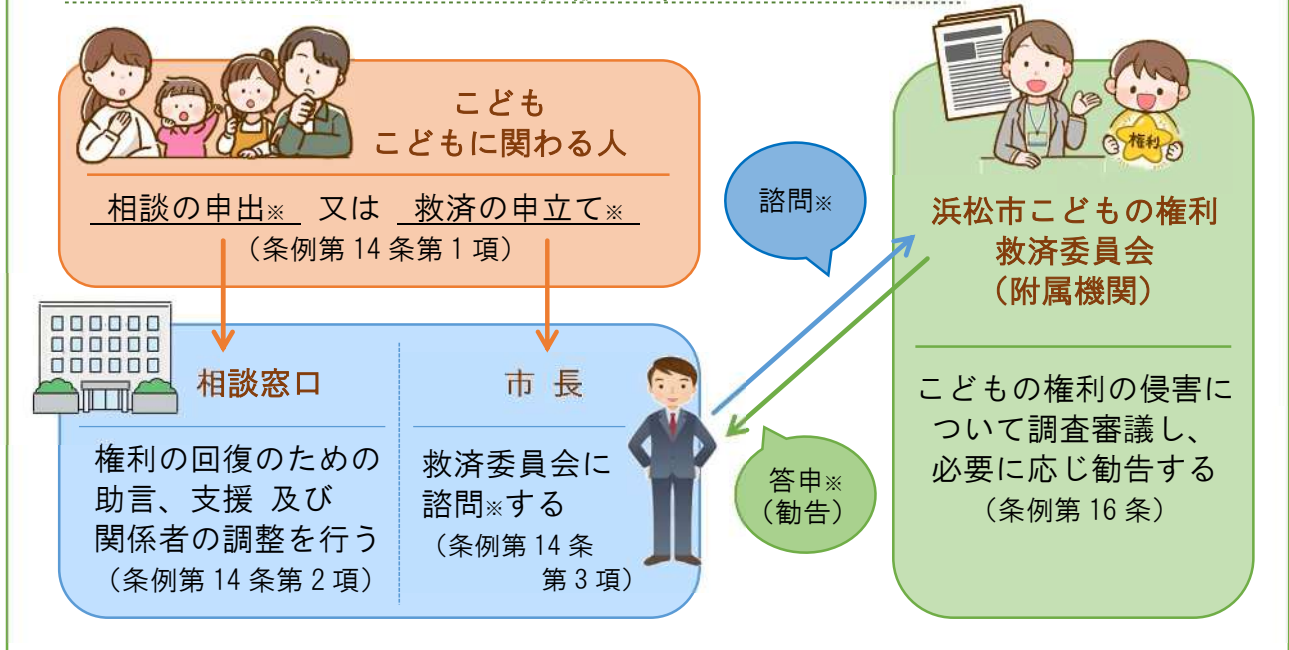
【解説】

権利侵害を受けた、又は受けているこどもの権利を回復するため、救済措置を勧告する役割を担う「浜松市こどもの権利救済委員会」を、浜松市が設置することを示すものです。

この委員会は、地方自治法に基づき設置されるもので、単なる行政機関ではなく、専門的な知識を持つ委員によって構成され、より専門的かつ中立的な立場から問題に取り組むことを意味します。

また、この委員会は、条文で定められた権限に基づき、様々な活動を通じてこどもの権利保障に貢献します。この委員会が存在することで、市はこどもの権利侵害問題に対し、より専門的で効果的な対応が可能となります。

こどもの権利侵害に関する相談・申立てのイメージ



※ 相談の申出 … こどもの権利で困ったり悩んだりしていることを、相談窓口相談すること

救済の申立て … こどもの権利で困ったり悩んだりしていることを、市長に調査、解決してほしいと伝えること

諮問 … 市長が委員会に、救済の申立ての内容を調査してほしいと伝えること

答申 … 委員会が、救済の申立ての内容を調査、判断した結果を市長に報告、提言すること

● 第16条

（委員会の職務）

第16条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- （1）市長の諮問に応じ、こどもの権利の侵害について調査審議すること。ただし、調査審議を行うことが適当でない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
- （2）前号に掲げるもののほか、こどもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案があるときは、市長の同意を得て、当該事案について調査審議を行うこと。
- （3）前2号の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、権利侵害が行われないようにするための必要な措置を講じるよう勧告すること。
- （4）第1号又は第2号の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、市の機関以外の関係者が権利侵害を行わないようにするために必要な要請をするよう勧告すること。

【趣旨】

委員会の具体的な職務内容を定めています。委員会は、こどもの権利侵害に関する調査審議を行い、必要に応じて市長その他の市の機関に対して勧告等を行う重要な役割を担っています。こどもの権利の迅速な救済を図るため、公正中立な立場で活動することで、より効果的な権利保障が図られます。

【解説】

■（1）の職務

委員会の主要な職務として、市長の諮問に応じてこどもの権利侵害について調査審議を行うことを示すものです。例えば、こどもの権利が侵害されているという申立てがあった場合、委員会は詳細な調査を行い、事実関係を明らかにします。ただし、すでに解決済みの案件や、明らかに事実無根の申立てなど、調査審議を行うことが適当でない場合は、調査を行わないこともあります。

■（2）の職務

委員会が自ら認めた権利侵害の疑いがある事案について、市長の同意を得て調査審議を行う権限を示すものです。例えば、相談などをきっかけに、委員会が独自に調査の必要性を判断し、市長の同意を得て調査を開始することができます。

なお、本条における「市長の同意を得る」という規定は、委員会が市の附属機関として地方自治法上の諮問答申機関の位置づけにあることを踏まえ、市長と委員会との適切な連携関係を確保するために設けられたものです。市長が委員会の調査審議に対する権限を制約するものではなく、市長は委員会の意見を尊重し、委員会は調査審議を行う際に市長との協議を経ることを求めるものです。

■（３）の職務

調査審議の結果、こどもの権利侵害が認められた場合の委員会の対応を示すものです。

例えば、市長その他の市の機関に対して、具体的な対策（意見表明等支援員の派遣、職員への研修実施、運営方針の見直しなど）を講じるよう勧告することができます。

この勧告は、市長に対して法的拘束力を持つものではありませんが、市長に対して具体的な行動を促し、こどもの権利侵害を防止するための重要な手段となります。

■（４）の職務

市の機関以外の関係者がこどもの権利侵害を行っている場合、委員会が市長に対して、その関係者に権利侵害をやめることを要請するよう勧告できることを示すものです。

これは、市だけでなく、国や県、民間施設や事業者など、あらゆる関係者に対して、委員会が市長に対してこどもの権利保障を求めることができることを明確にするものです。

こどもの権利 Q & A

Q：諮問とは、何ですか？

A：浜松市こどもの権利条例に定める「諮問」は、市長が委員会に対して専門的な意見を求める行為を指します。この仕組みにより、こどもの権利に関する重要な問題について、専門的な識見を持つ委員会の意見を反映させることができます。

また、「諮問」とは、行政機関が特定の事項について、専門的な知識や経験を有する機関や個人に意見を求めることを意味します。この条例における諮問は、以下のように機能します。

① 市長は、こどもの権利の侵害に関する救済の申立てがあつた場合、その調査や解決方法について、委員会に専門的な意見を求める。 **諮問**

↓

② 諮問を受けた委員会は、案件について詳細な調査や審議を行う。

↓

③ 委員会は、調査結果や審議内容をまとめ、それに基づいた意見や提言を市長に返す。 **答申**

● 第17条

(委員)

第17条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、公正中立の立場で活動できる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

委員会が専門性と公平性を備えた委員によって構成されることを定め、こどもの権利侵害に関する調査審議が、偏りのない客観的な視点で行われることを保証するものです。委員会の適切な運営と、信頼性の確保のために必要な内容が盛り込まれています。

【解説】

■ 第1項

委員会の規模を示すものです。委員会は3人以内の委員で構成されます。この人数設定は、多様な意見を取り入れつつも、迅速な意思決定を可能にするバランスを考慮しています。

■ 第2項

委員は、こどもの権利に関する深い知識と理解を持ち、また、特定の立場に偏ることなく、公正な立場で活動できる人物である必要があることを示すものです。具体的には、こどもの権利に対して、法的、教育的、心理的な観点からアプローチが可能であり、特定の利害関係者や団体に偏ることなく、客観的な判断ができる人物を指します。

市長がこれらの条件を満たす人物に委嘱することで、委員会の専門性と公平性を確保します。

■ 第3項

委員の任期を3年とするものです。この期間設定は、委員会の活動の継続性を確保しつつ、定期的に新しい視点を取り入れる機会を設けるためのものです。また、補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすることで、委員会の活動の一貫性を保ちつつ、柔軟な人員補充を可能にしています。例えば、2年目に委員が退任した場合、新たに就任する補欠委員は残りの1年間その職務を務めることになります。

■ 第4項

委員の守秘義務を示すものです。委員には、職務上知り得た秘密を守る義務があります。これは、こどものプライバシーを守り、調査に協力してくれた人々の情報を保護するために非常に重要なことです。委員を退任した後も同様の守秘義務が課されることで、秘密保持の徹底を図っていきます。

● 第18条

(臨時委員)

第18条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有し、かつ、公正中立の立場で活動できる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

4 臨時委員の職務上知ることのできた秘密については、前条第4項の規定を準用する。

【趣旨】

第17条で定める委員のほか、特別の事項に対応する必要がある場合、その事項に特化した専門知識や経験を有する者を臨時の委員として委員会に加えることができるものです。これにより、委員会の審議の質を高め、柔軟な対応が可能になります。

【解説】

■ 第1項

調査審議を行う中で、特定の課題について深く調査したり相談したりする必要がある場合、その課題に詳しい医師や教育専門家、心理士、法律家などを一時的に委員として招くことができることを示すものです。

このことより、常設の委員だけでなく、時々の課題に合わせて最適な専門家の力を借りることで、より適切で実効的な調査審議を行うことができるようになります。

■ 第2項

臨時委員の選任基準を示すものです。臨時委員は、特定の課題について優れた識見をもち、また、委員と同様に、特定の立場に偏ることなく、公正な立場で活動できる人物である必要があります。

市長は、特別の事項の性質に応じて適切な臨時委員を選任し、その専門知識を活用することができるようになります。

■ 第3項

臨時委員の解嘱時期を示すものです。これにより、臨時委員は特別の事項に限定された調査審議の期間のみ委員会に加わり、その調査審議が終了したときに解嘱されることになります。このことより、委員会は、必要に応じた専門的対応を可能とし、柔軟で効率的な体制になります。

■ 第4項

臨時委員についても、委員と同様の守秘義務を示すものです。これは、臨時委員も調査審議を行う中で、個人情報や相談内容などの重要な情報を取り扱うことがあることから、委員と同様に職務上知り得た秘密を守る義務があります。また、この守秘義務は、臨時委員を退任した後も同様の守秘義務が課されることを定めています。

● 第19条

(委員長)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

【趣旨】

委員会の委員長に関する規定を定めるものです。委員長の選出方法、役割、そして委員長が職務を遂行できない場合の対応について明確にすることで、委員会の円滑な運営と責任の所在を明らかにすることを目的としています。

【解説】

■ 第1項

委員会に委員長を置くことを示すものであり、その選出方法を委員の互選としています。互選とは、委員同士が話し合いや投票によって委員長を選ぶ方法です。

■ 第2項

委員長の役割を示すものです。また、「会務を総理する」とは、委員会の運営全般に責任を持つことを指します。具体的には、会議の招集と進行、委員の役割分担の決定や救済の申立ての対応方針の決定などが含まれます。委員長はこれらの役割を通じて、委員会全体の方向性を定め、効果的な委員会の運営を果たします。

■ 第3項

委員長が職務を遂行できない場合の対応を示すものです。「事故があるとき」とは、委員長が病気や事故で一時的に職務を行えない場合を指します。また、「欠けたとき」は、委員長が辞任などにより、完全に職務を遂行できなくなった場合を意味します。このような事態に備えて、委員長は前もって代理を務める委員を指名しておき、例えば、委員長が入院した場合や、急な海外出張で不在となる場合に、指名された委員が代理として委員会の運営を行います。

予期せぬ事態にも迅速に対応できる体制を整えることで、こどもの権利保障の活動の継続性と安定性が確保されます。

● 第20条

(調査協力等)

第20条 委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その職務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 市長その他の市の機関は、第16条第3号又は第4号の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 第16条第4号の要請を受けた者は、これを尊重するよう努めなければならない。

【趣旨】

委員会がその職務を効果的に遂行するために必要な調査権限と協力要請の権限を定めるものです。また、委員会からの勧告や要請に対する市長その他の市の機関や関係機関の対応義務や協力などについても定めています。

委員会が十分な情報と協力を得られるようにすることで、適切な判断と効果的な救済活動を可能にし、ひいてはこどもの最善の利益を守ることを目指しています。

【解説】

■ 第1項

委員会が市の機関に対して協力を求める権限を示すものです。また、「意見の開陳」は、関係する者から直接話を聴くことができるということです。

これらの権限により、委員会は事案の実態を正確に把握し、適切な対応を検討することができます。

■ 第2項

委員会が市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼できることを示すものです。これには、様々な団体や個人など、こどもに関わる全ての人が含まれます。

「必要な協力」としては、施設への立ち入り調査の許可、関係者へのヒアリング、防犯カメラ映像の提供などが考えられます。

こどもの権利侵害の状況によっては、市の機関以外の協力が不可欠となる場合があるため、この規定を設けています。

■ 第3項

委員会からの勧告に対する市長その他の市の機関の対応を示すものであり、委員会からの勧告を真摯に受けとめて対応する必要があります。勧告の内容を十分に考慮し、可能な限り実現に向けて努力することを求めています。

■ 第4項

市の機関以外の者に対する要請への対応について示すものです。要請を受けた者は、その内容を真摯に受けとめ、改善に向けて努力することが求められます。

第5章 こども施策の推進

【趣旨】

第5章では、浜松市こどもの権利条例の実効性を確保し、条例の理念を具体的な施策や行動に盛り込むことを定めたものです。条例が単なる理念的な文言に留まらず、実際にこどもの権利を保障し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現するための具体的な仕組みを定めるものです。

● 第21条

(計画の策定等)

第21条 市長は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、こどもをはじめとする市民の意見を広く聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

【趣旨】

こどもの権利を保障し、こども施策を効果的に推進するための計画策定について定めるものです。こども施策を体系的に推進し、継続的に実施するための基本的な枠組みを確立することを目的にしています。

【解説】

■ 第1項

市長は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することを示すものです。これは、こども施策に関する様々な取組について、こどもの成長に応じて切れ目なく、計画的に進めていく必要があるためです。

■ 第2項

市長は、計画の策定や変更の際に、こどもを含む市民等の意見を広く聴取し、それを計画に反映させることを示すものです。これにより、計画が市民等のニーズや実情に合致したものとなり、より効果的な推進が期待できます。

また、「こどもをはじめとする市民」には、こども自身はもちろん、保護者、教育関係者、子育て支援に携わる地域の支援者など、こどもに関わる幅広い立場の人々が含まれます。

■ 第3項

市長は、策定・変更した計画を速やかに公表することを示すものです。計画の内容を市民に広く知らせることで、市民の理解と協力を求めるものです。

● 第22条

（こどもの意見表明と反映）

第22条 市及び学校等関係者（以下この条において「市等」という。）は、こども施策、取組等について、こどもが意見を表明する機会及び場を設けるなど、必要な環境整備に努めるものとする。

2 市等は、こどもが自ら意見を形成し表明できるよう、必要な情報をこどもに分かりやすく提供し、又は発信することに努めるものとする。

3 市等は、自らの意思を表明することに困難を有するこどもに対し、成長及び発達
の程度、成育環境等に配慮するとともに、必要に応じてこどもの意見を代弁する等
の手段を確保するよう努めるものとする。

4 市等は、こどもの最善の利益が図られるよう、こどもの意見を尊重し、こども
施策、取組等へ反映させるよう努めるものとする。

5 市等は、前項の意見の反映状況をこどもに説明するよう努めるものとする。

【趣旨】

児童の権利に関する条約第12条「意見を表明する権利」を地域レベルで実現するものです。こどもは単なる保護の対象ではなく、社会の一員として尊重し、その意見を真摯に受けとめ、反映させることで、こども自身の成長と、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちの実現を目指すものです。

なお、本条における「取組等」とは、市が実施するこども施策のほか、NPO法人やこどもに関する団体による体験活動など、こどもが関わる幅広い取組を含みます。これにより、こどもの日常生活に身近な場面においても、こどもの意見表明の機会を確保することを意図しています。

【解説】

■ 第1項

市等が、こどもが意見を表明できる機会や場を設けることを示すものです。これは、こどもが自由に意見を言えるような雰囲気づくりや、意見を伝えるための具体的な仕組み（例えば、こども向けの意見箱の設置、意見表明等支援員の派遣、ワークショップの開催、意見交換会等）を整えることを意味します。

■ 第2項

市等が、こどもが意見を形成し表明できるよう、必要な情報提供を行うことを示すものです。こども自らが、権利の主体であることを理解し、自分たちの生活に関わる問題について理解を深め、自らの意見を持ち、表明するためには、適切な情報提供が不可欠です。

■ 第3項

障がいのあるこども、不登校のこどもやヤングケアラー、外国にルーツを持つこどもなど、様々な状況にあって自ら意見を表明することが困難なこどもへの配慮を示すものです。手話通訳や多言語対応、絵カードの使用、代弁者（カウンセラー、意見表明等支援員）の選任など、個々のこどもの状況に応じた支援を行うことが求められます。

■ 第4項

こどもの意見を聴くだけでなく、実際の施策や取組に反映させることを示すものです。また、意見を反映させる際には、こどもの最善の利益を第一に考え、慎重に判断する必要があります。

■ 第5項

こどもの意見がどのように反映されたか（あるいはされなかったか）を、こどもに説明することを示すものです。これにより、こどもは、自分の意見が尊重されていることを実感し、自らの意見が社会に何らかの影響を与える経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることが期待できます。

● 第23条

（庁内体制）

第23条 市長は、こども施策の推進について、庁内の総合調整を行い、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。

【趣旨】

こども施策を効果的に推進するための庁内の体制整備について定めるものです。常に変化するこどもを取り巻く社会状況に柔軟に対応できる組織づくりを進めていくことが求められます。

【解説】

庁内の各部署が、それぞれの専門性を活かしながら、こども施策について連携して協力し、総合的な視点から施策を立案・実施することを示すものです。

こども施策を効果的に進めるためには、庁内の各部署が連携し、総合的に取り組むことが不可欠であるという考えに基づいています。

第6章 こどもの権利の周知啓発

【趣旨】

こどもの権利について、多くの人が理解し、保障される社会を目指すための活動を定めたものです。

なお、「周知」とは、情報を広く知らせること、「啓発」とは、人々の意識を高めることを意味します。

● 第24条

(周知啓発)

第24条 市は、こどもの権利について関心と理解を深めるため、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その啓発を行うものとする。

【趣旨】

こどもの権利に関する理解を市民等全体に広げ、深めていくための取り組みについて定めるものです。こどもの権利が保障される社会を実現するためには、こどももおとなも含めた全ての人がこどもの権利を正しく理解し、日常生活の中で実践することが必要です。

【解説】

こどもが持つ権利について、正しく理解し、こどもの権利を保障する意識を高めるために、市がこどもの権利や条例の内容を市民に広く周知し、理解促進を図ることを示すものです。

具体的な取組としては、例えば、市ホームページや広報誌、SNSなどを活用した情報発信、学校等や地域におけるこどもの権利に関する講座やイベントの開催、こども自身が自らの権利について学ぶ機会の提供など、様々な手段や機会を通じた取組が考えられます。

こどもの権利は、社会全体で保障するものであり、そのために、条例の意義や内容を知ってもらうことが重要であるという考えに基づいています。

● 第 25 条

(こどもの権利月間)

第 25 条 市は、こどもの権利について市民の関心と理解を深めるため、浜松市こどもの権利月間（以下「こどもの権利月間」という。）を設ける。

2 こどもの権利月間は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である 11 月 20 日を含む 11 月とする。

【趣旨】

こどもの権利の周知啓発をより効果的に行うための具体的な取組として、こどもの権利月間を定めるものです。

この期間は、市や地域団体などが、こどもの権利に関する講演会やイベントなどを開催することが想定されます。市民等がこの期間を通じてこどもの権利について学び、こどもが安心して暮らせる社会を築くために何ができるのかを考える機会になることが期待されます。

【解説】

■ 第 1 項

こどもの権利に対する市民の関心を高め、理解を深めるための特別な期間として、「浜松市こどもの権利月間」を設定することを示すものです。こどもの権利について集中的に啓発活動を行い、市民等がこどもの権利について考え、行動するきっかけを作ることを目的としています。

■ 第 2 項

11 月 20 日は、児童の権利に関する条約が国際連合総会で採択された日であり、この日は「世界こどもの日」としても知られています。この日を含む 11 月を「浜松市こどもの権利月間」とすることで、条例の意義を改めて認識し、こどもの権利を保障する意識を高めることを目指しています。

第7章 雑則

【趣旨】

条例全体の実効性を高め、こどもの権利の保障を実際の市政や市民生活の中で実現していくために、別に具体的なルールを定めることとするものです。

● 第26条

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解説】

本条例の施行に関して、条例本文に規定されていない細かな事項や具体的な手続きについて、市長が規則を定めるという規定です。

条例の施行に関して必要な細かいルールや手続き、条例の円滑な運用や社会情勢の変化に応じた柔軟な対応などについて、市長が規則、要綱を定めることで対応できるようにしています。

附則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 浜松市子ども育成条例（平成22年浜松市条例第30号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現にこども基本法第10条第2項の規定により策定し、同条第3項の規定により公表されている計画は、第21条第1項の規定により策定し、同条第3項の規定により公表された計画とみなす。

【趣旨・解説】

浜松市こどもの権利条例の施行日を定めるとともに、第4章の「こどもの権利の侵害に関する相談及び救済」については、規則で具体的な施行日を定めるものです。

また、本条例の制定に伴い、浜松市子ども育成条例の廃止を示し、既存の関連条例の整理を図るものです。

さらに、令和9年4月1日の施行の際に、こども基本法第10条第2項により市が策定した「浜松市こども計画」は、本条例第21条に規定している計画とみなすことを示しています。